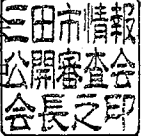


答申第27号
令和7年4月8日

三田市民病院事業管理者
溝渕 知司 様

三田市情報公開審査会
会長 吉川 正史

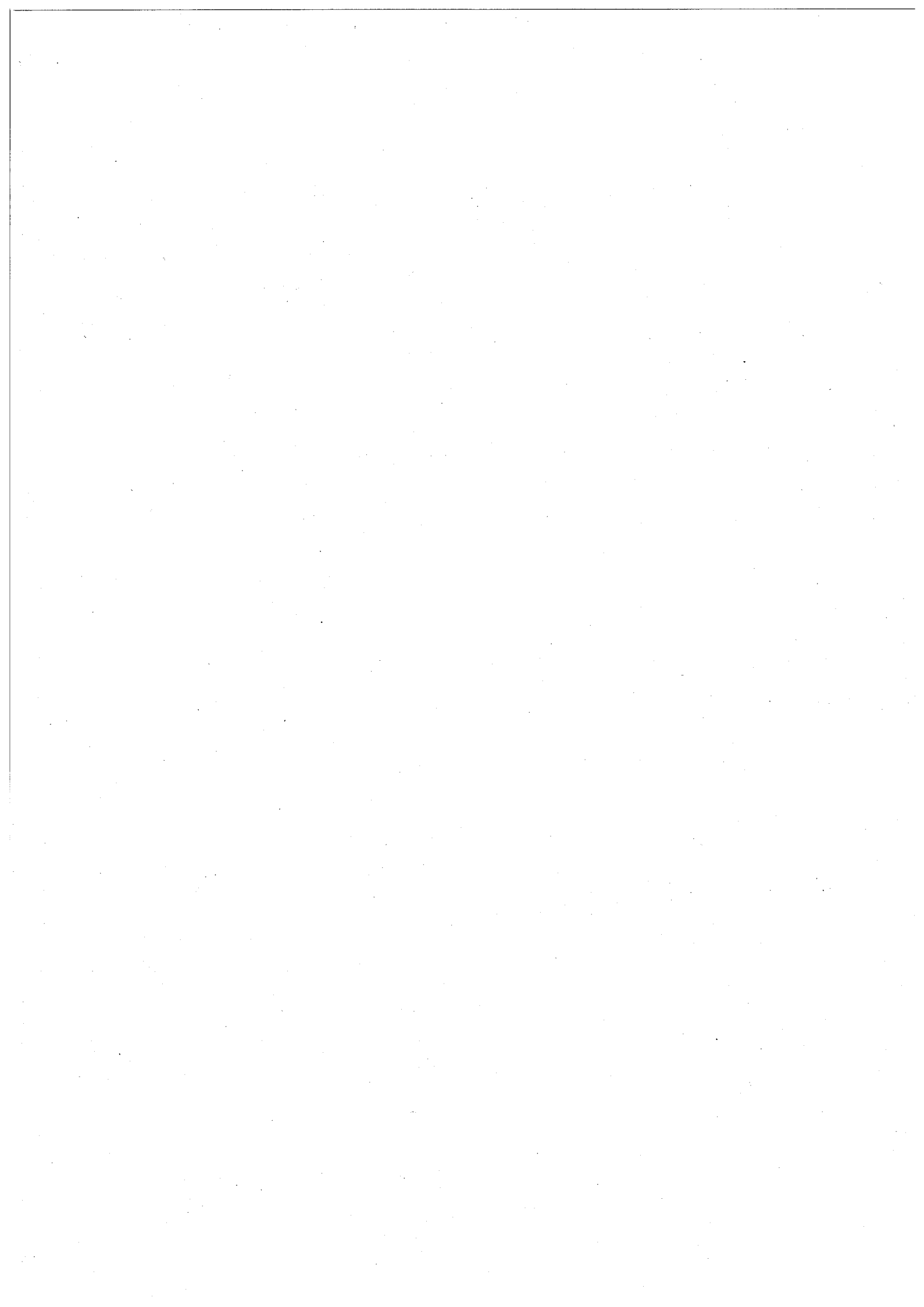


公文書公開請求の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和6年12月11日付諮問第27号により諮問のありました下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 脳外科の医師の実際の働いた時間、勤務状況、診療の（外来）状況
- 2 医師の働き方改革でどのような態勢を取ったのか



答 申

第1 審査会の結論

三田市民病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、審査請求人からなされた下記の公文書の三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公文書公開請求に対して、下記件名1及び件名2について令和6年11月19日付三病医第101号の2で部分公開とした決定において、件名1については、該当文書を公開するべきである。件名2については該当文書を全部公開しており妥当である。

記

件名1 脳外科の医師の実際の働いた時間、勤務状況、診療の（外来）状況

件名2 医師の働き方改革でどのような態勢を取ったのか

第2 審査請求の趣旨

審査請求人が令和6年11月5日付で条例第5条の規定に基づき公文書の公開を請求したことに對し、実施機関が同年11月19日付三病医第101号の2で部分公開の決定をしたところ、審査請求人が、決定に不服があるとして審査請求したもの（以下「本件審査請求」という。）である。

第3 審査請求人の主張

本件審査請求に係る審査請求人の主張は、令和6年11月28日付審査請求書、令和7年1月10日付「公文書部分公開決定審査請求理由等説明書に対する意見」、令和7年1月15日付「公文書部分公開決定審査請求理由等説明書に対する意見（追加）」（令和7年1月10日付文書及び令和7年1月15日付文書を合わせて以下「意見書」という。）及び令和7年2月7日に実施した口頭意見陳述のとおりである。

第4 実施機関の主張

本件審査請求に係る実施機関の主張は、令和6年12月23日付公文書部分公開決定審査請求理由等説明書（以下「理由等説明書」という。）及び令和7年2月7日に実施した口頭意見陳述のとおりである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件審査請求について、実施機関からの理由等説明書及び口頭意見陳述並びに審査請求人からの審査請求書、意見書及び口頭意見陳述を踏まえ、審議した。

1 審査請求の争点

審査請求人は、以下の2点を争点として不服申立てをした。

- (1) 「脳外科の医師の実際の働いた時間、勤務状況、診療の（外来）状況」については、実施機関は文書不存在のため非公開としたが、該当する文書は存在するのではないか。
- (2) 「医師の働き方改革でどのような態勢を取ったのか」については、該当する文書を全部公開決定したが、他に文書が存在するのではないか。

2 「脳外科の医師の実際の働いた時間、勤務状況、診療の（外来）状況」について

審査会での審議の結果、文書不存在のため非公開とした決定を取り消し、該当文書を公開するべきである。判断の理由は以下のとおりである。

(1) 「脳外科の医師の実際の働いた時間、勤務状況、診療の（外来）状況」の解釈

実施機関が「脳外科の医師の実際の働いた時間、勤務状況、診療の（外来）状況」に該当する文書を不存在であるとしたのは、市長部局総務課が文書特定のため審査請求人に聴取したところ、「医師ごとで月単位で勤務時間を集計してほしい。外来診療に携わった時間でよい」との回答を得たため、医師の外来診療に携わった時間を月単位で集計している文書が存在していないことから該当文書は不存在であると判断したことによる。

しかしながら、審査請求人に「脳外科の医師の実際の働いた時間、勤務状況、診療の（外来）状況」の認識について第47回三田市情報公開審査会（以下「審査会」という。）における口頭意見陳述にて質問したところ、「実際の働いた時間」は外来診療限定ではなく、実際に病院に出勤してから帰るまでの間との認識であり、月単位で集計された文書により医師の勤務時間を確認したいとのことであった。

公文書公開請求書（以下「請求書」という。）及び総務課による聴取結果では実施機関が判断したように外来診療に限定した勤務時間に関する文書の公開請求をしているとも考えられるが、請求書及び聴取結果の内容をより広範に解釈し、審査請求人が公開を希望する文書は、「脳外科医師が、外来診療限定ではなく、実際に病院に出勤してから帰るまでの時間」についてのものであると考えても、審査請求人がそのように述べていることから問題がないと判断される。

(2) 文書不存在のため非公開と決定したことについて

審査請求人が公開を希望する、脳外科医師が、外来診療限定ではなく、実際に病院に出勤してから帰るまでの時間を月単位で集計した文書について、実施機関は審査会での口頭意見陳述にて、職員の勤怠管理を行う必要があることから、月単位の勤怠管理情報は保有していると述べている。

このことにより、脳外科医師の外来診療に限定した勤務時間に関する文書は存在しないが、「外来診療限定ではなく、実際に病院に出勤してから帰るまでの時間について、月単位で集計した文書」は存在することが確認できた。

以上のことにより、審査請求人が公開を希望するのは「外来診療限定ではなく、実際に病院に

出勤してから帰るまでの時間を月単位で集計した文書」であり、実施機関は該当文書の存在を明言している以上、文書不存在のため非公開とした決定を取り消し、該当する文書を公開すべきである。

3 「医師の働き方改革でどのような態勢を取ったのか」について

審査会での審議の結果、全部公開決定したことについての違法、不当があるものとは言えない。判断の理由は以下のとおりである。

(1) 内科診察枠を減らしたことについて

実施機関は、該当する文書を全部公開したとの認識であるが、公開された文書が審査請求人の求めるものであるかを検討する。総務課の聴取結果では「内科を5診から4診へ減らしたり、受付時間を変更したりしている。具体的な内容のわかるものが欲しい。」とのことであった。「内科を5診から4診へ減らしたり」とは、内科の診察枠が5つから4つに減ることを意味する。まず、この点について検討する。

実施機関からの口頭意見陳述によると、内科の診察枠が減った事実はなく、過去2年間で半年ごとの内科の診察枠数がわかる文書として外来診療担当医表4枚を公開したとのことであった。

しかしながら、実施機関の意図が審査請求人に伝わるように公文書が公開されたのかという点に疑問が残る。文書の公開時に実施機関等から補足説明を行う等の対応があれば、審査請求人もその意図が明確に伝わったのではないか。

(2) 受付時間を変更したことについて

実施機関からの理由等説明書及び口頭意見陳述にて次のように確認した。

病院共通の診療受付時間は8時45分であり、市ウェブサイトや病院受付で公開されている。診療受付時間を変更している場合は、外来診療担当医表の診察枠内に変更した時間を記載しており、受付時間の変更について、実施機関は外来診療担当医表で公開できているとの認識である。

審査請求人からの口頭意見陳述にて確認したところ、審査請求人としては受付時間の変更に関する文書は公開されていないとの認識であるため改めて文書の公開を希望しており、実施機関が考える意図は十分に伝わっていないと言える。

上記(1)(2)のとおり、公文書公開請求に対する実施機関の決定内容は審査請求人には十分に伝わるほど明確であるとはいえず、客観的に判断しても不十分な対応といわざるを得ないが、他に該当する文書が存在しない以上、公開決定について違法、不当があるものとは言えない。

4 結論

以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

5 付言

なお、公文書公開請求書受付時における文書特定のための聴取において、請求者が公開を求める公文書について丁寧に確認できていなかったことに問題があったと考えられるので、公文書公開決定通知前に公開文書の内容を伝え、請求者が求める公文書であるか再確認する等審査請求人が真に求める文書の公開ができるよう、制度を統括する情報公開担当課である市長部局総務課におかれては、今後の取扱いについてあらためてご検討いただきたい。

【審議の経過】

諮問の受理	令和6年11月28日
公文書部分公開決定審査請求理由説明書の受理	令和6年12月11日
公文書部分公開決定審査請求理由説明書に対する意見書の受理	令和6年12月23日
第47回情報公開審査会	令和7年2月7日 【内容】事案の争点の確認 双方の口頭意見陳述 審議
第48回情報公開審査会	令和7年3月4日 【内容】審議
答申年月日	令和7年4月8日